

猪名川町告示第6号

猪名川町意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年2月10日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年2月4日

要綱第4号

猪名川町意思疎通支援事業実施要綱(平成9年要綱第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号」の右に「のいずれか」を加え、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「手話通訳」を「町内に住所を有し、手話通訳」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号中「上記対象者」を「前号に掲げる者」に改め、同号を同条第2号とする。

第9条中「第8条第2項」を「前条第2項」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(派遣対象者)</p> <p>第2条 派遣の対象者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>(1) <u>町内に住所を有し、手話通訳又は要約筆記により円滑な意思の疎通を図ることができる者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者の参加が見込まれる講演会やイベント等(以下「講演会等」という。)</u>の主催者 (意思疎通支援者への謝礼)</p> <p>第9条 町長は、<u>前条第2項</u>の規定により登録意思疎通支援者を派遣した場合は、予算の範囲内で別表に定める額の謝礼を当該登録意思疎通支援者に支給するものとする。</p>	<p>(派遣対象者)</p> <p>第2条 派遣の対象者は、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1) <u>聴覚又は音声、言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>(2) <u>町内に住所を有する者</u></p> <p>(3) <u>手話通訳又は要約筆記により円滑な意思の疎通を図ることができる者</u></p> <p>(4) <u>上記対象者の参加が見込まれる講演会やイベント等(以下「講演会等」という。)</u>の主催者 (意思疎通支援者への謝礼)</p> <p>第9条 町長は、<u>第8条第2項</u>の規定により登録意思疎通支援者を派遣した場合は、予算の範囲内で別表に定める額の謝礼を当該登録意思疎通支援者に支給するものとする。<u>ただし、ひょうご通訳センターを活用して遠隔手話通訳サービスにより事業を実施した場合は、兵庫県意思疎通支援(ひょうご通訳センター)事業実施要綱別表に定める額を兵庫県に支払うものとする。</u></p>